

一般社団法人日本アイススレッジホッケー協会日本代表選手選考規定

日本代表選手選考規定は次の様に定める。

- (1) 日本代表選手を決定する場合は、各理事・強化普及部及びコーチ陣で構成される代表選手選考委員会において決定される。但し、構成員の過半数が推薦した場合は上記以外の者でも委員となれるが、議決権は有しない。又、兼任している場合の議決権は個人に与えられるものとする。
- (2) 委員の3分の2以上の出席をもって、代表選手選考委員会成立とする。
尚、欠席委員による文章提出がされていても出席とみなさない。
- (3) 強化普及部署作成の全本代表候補選手案を審議し、代表選手を決定する。
- (4) 委員の3分の2以上の議決による。
- (5) 賛否同数の場合には議長が決する。
- (6) 代表選手選考委員会の議長は、強化普及担当理事がこれにあたる。
但し、担当理事が複数名の場合は、強化普及部署内で会議の開催前に決定しておく。
- (7) 代表選手選考決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(2013年5月31日改定)

一般社団法人日本アイススレッジホッケー協会強化指定選手選考規定

強化指定選手は以下のように選考する。

- (1) 日ス協が毎年主催するトライアウトに参加した選手。
- (2) 上記(1)以外で、強化普及部署が特に強化に値すると認めた選手。

(2013年5月31日改定)

一般社団法人日本アイススレッジホッケー協会競技審判員規定

競技審判員は以下のいずれかの規定を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本アイスホッケー連盟(JIHF)の審判員の資格を有する者。
- (2) 日ス協が国際パラリンピック委員会から招へいた国際審判員主催の講義実習を受けた者。

一般社団法人日本アイススレッジホッケー協会スタッフ規定

協会スタッフのうち、トレーナーは、公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会が定めた「障害者スポーツトレーナー講習会」への参加資格条件を満たすものとする。

(2014年3月10日制定)

(2016年2月18日改定)